



豊見城市小中学校感染症予防ガイドライン ～ウィズコロナ(新しい生活様式)～

豊見城市教育委員会

文部科学省

「学校の新しい生活様式ver.3 R2.8.6」において、
『地域の感染状況に応じた感染症対策を講じながら、
可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を
継続し、子どもの健やかや学びを保障していくことが
必要』とされています。

R2.6.1～R2.7.31における新型コロナウイルス感染状況について

(1)児童生徒の感染状況・感染経路

- ①「家庭内感染」小学生70% 中学生58%
- ②「学校内感染」小学校0% 中学校11%

(2)教職員の感染状況・感染経路

- ①「学校内感染」と報告された事例は無し。

文部科学省「学校の新しい生活様式ver.3」より

結果

- 感染症対策を行っていた場合、学校内で感染が広がるリスクを下げることができる。
- 学校内で感染が広がった事例は限定的にとどまっている。

外からウイルスを持ち込まないことが重要

- ①児童生徒の健康観察・家族の体調管理を徹底しましょう。
(本人・家族)風邪症状等の場合は自宅で療養しましょう。
※欠席ではなく出席停止扱い
- ②不要不急の外出を控えましょう。
手洗いを徹底しましょう。

豊見城市長コメントより(R2.8.11)

未来ある子どもたちの**学びを保障**していくため、感染症予防対策を十全に行い、ウィズコロナを意識した持続可能な社会を目指しつつ、早期に学校を再開できるよう最善を尽くしてまいります。

ダイジェスト版（臨時休業編）

豊見城市小中学校感染症予防ガイドラインより

状況	対応
本人(同居家族)に風邪等症状がある場合【県警戒Lv.2以上の場合】	①平熱以上の高い発熱がある場合。 ②風邪症状（軽い鼻水や咳）の場合。 ③味覚や臭覚に異常を感じる場合。 ④強い倦怠感や息苦しさがある場合。 ※上記症状が数日続く場合は、 ①県電話相談窓口コールセンター098-866-2129 南部保健所098-889-6591 ②病院受診
本人が濃厚接触者と判断された場合	①学校に連絡し、今後の対応を確認し、自宅療養（待機）。 （感染者と最後に会った日の翌日から2週間の出席停止）
本人が感染者と診断された場合	①治癒するまでの間、出席停止。

自宅療養

陽性者の感染確認された学校では

5日間の臨時休業になります。

↓ 消毒作業を行い、保健所と協力して感染状況等を把握します。

閉鎖は段階的判断になります。

↓ 接触者の状況(人数や感染範囲)により閉鎖します。

①本人のみ → ②学級 → ③学年 → ④学校 → ⑤中学校区 → ⑥市内全学校

感染リスクは誰にでもあります。感染した患者とご家族の人権尊重と個人情報保護に最大限のご理解とご配慮いただきますようお願い申し上げます。